

都留市まちをきれいにする条例の仕組み

基本理念

投棄の禁止〔何人もゴミをみだりに捨ててはならない〕

責務

- 市**
 - ・ゴミの散乱防止などについての総合的な施策を策定する。
 - ・施策実施について市民、事業者、土地所有者への啓蒙と協力要請を行う。
- 市民**
 - ・屋外で生じさせたゴミの持ち帰りと適正処理を行い、みだりにごみを捨ててはならない。
 - ・住居する地域での清掃活動へ積極的に参加し快適な環境づくりに努める。
 - ・市が実施する環境保全の施策や事業に協力する。
- 事業者**
 - ・事業活動を行う地域において清掃活動などを積極的に行う。
 - ・ゴミの散乱の原因となるおそれのある物を製造、販売などを行う場合は、その散乱防止について、消費者に対する意識の啓蒙その他必要な措置を講ずる。
 - ・市が実施する環境保全の施策や事業に協力する。
- 土地所有者**
 - ・所有、管理及び占有する土地でのゴミの散乱を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。
 - ・市が実施する環境保全の施策や事業に協力する。

施策の基本となる事項

- ◆美化推進重点地区の指定

特にゴミの散乱や廃棄物の不法投棄が懸念される地域を指定し、重点的にゴミなどの散乱防止や環境を保全するために、啓蒙活動や監視活動及び清掃活動などを行う。
- ◆美化推進指導員の設置

40名程度の美化推進指導員を任命し、廃棄物の不法投棄及びゴミの散乱防止などを積極的に啓蒙するとともに、指導ならび監視など市の行う事業へ協力する。
- ◆不法投棄物の撤去

投棄者の責任として撤去させたり、行政で関係機関との連携により計画的に撤去を行う。
- ◆回収容器の設置及び管理

自動販売機を設置し飲料などを販売する者は回収のための容器を自動販売機の周辺に設置し管理しなければならない。
- ◆家庭からのゴミの排出など

家庭からのゴミの排出、分別方法や収集に対しての的確な理解と協力を得るための啓蒙活動や指導活動を展開する。
- ◆悪質なものへの対処など

ゴミの散乱や廃棄物の不法投棄に関して必要と判断されれば、現場などへの立ち入り調査を実施したり、勧告や命令などを行う。
- ◆機運の高揚

環境保全に対する市民、事業者、行政の相互理解と連携を強めるなかで各種の事業を展開し、きれいなまちづくりの機運を高める。



罰則

勧告に従わない者に対し期限を定めて必要な措置を講ずべき旨の命令に対し違反した者は、5万円以下の罰金。

※ごみの定義

空き缶
鉄製、アルミニウム製の金属で、食品(飲料・酒など)を収納していた缶及び食品以外のものを収納していた缶。
〔例・清涼飲料水の缶、酒の缶、菓子の缶、缶詰の缶など〕

空きびん
ガラス製で、食品(飲料、牛乳、酒など)を収納していたびん及び食品以外のものを収納していたびん。
〔例・清涼飲料水のびん、牛乳のびん、酒のびんなど〕

その他の容器
合成樹脂、紙製、アルミ箔製及びこれらを張り合わせたものなどで、食品(飲料、酒など)その他の物を収納していた容器及び袋(チューブ状の物を含む)。
〔例・弁当の容器、ペットボトルの容器、清涼飲料水・牛乳・乳酸飲料の容器、アイスクリーム類の容器、ラーメンのカップ、紙またはプラスチック製のコップ、紙またはプラスチック製の皿、発泡スチロールトレイ、ビニール袋など〕

紙くず
包装紙、チリ紙、新聞紙、雑誌、宣伝ビラ、タバコの空き箱など

飼い犬の糞
飼い犬、飼い猫その他これらに類する動物の糞

チューイングガムのかみかす

たばこの吸い殻